



6月

の教室・行事予定



日	曜	教室・行事等
1	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
3	水	フォークダンス (10:00~12:00)
5	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
8	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
9	火	茶道 (13:30~15:30)
12	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
13	土	子ども会開講式 (9:00~12:00) 詩吟 (19:00~21:00)
15	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
17	水	フォークダンス (10:00~12:00) 健康相談 (13:30~15:30)
19	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
22	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
23	火	茶道 (13:30~15:30)
26	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
27	土	詩吟 (19:00~21:00)

開館時間： 平日 8:30~17:00  
土曜日 8:30~12:00

土曜日の午後、日曜日、国民の祝日、年末年始 (12/29~1/3) は閉館しています。

～毎月 10 日は人権を考える日～

「ウイルスの次にやってくるもの」  
日本赤十字社の動画から

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者や医療従事者への偏見や差別が問題となっています。

4月21日、日本赤十字社が「人と人が傷つけあう状況はウイルスよりも恐ろしい」と警鐘を鳴らす動画 (絵本アニメーション) を公開し、話題となっています。

絵本アニメーションでは、男性が手を洗うシーンから始まり、「きちんと手を洗うだけで感染する確率はぐんと下がる」とし、「でも心の中にひそんでいて、流れていかないものがある」として、人々の「偏見や差別」につなげていっています。

「ウイルスが広まったのはあいつのせいだ！」

「世界がこうなったのはあいつのせいだ！」

人々が言い争ううちにウイルスはどんどん広がっていき、新型コロナウイルスから生じる「恐怖」は「ウイルスより恐ろしいもの」として描いています。このような状況が世界のいたる所でみられていることも事実です。

「知らないこと」「不安」などが偏見・差別を助長していきます。また、恐ろしいのは「ウイルス」であるのですが、その敵 (ウイルス) がすり替わり、本当の敵 (本質) が「見えなくなる」または「見なくなる」状態が、偏見・差別につながっていると言えます。

絵本アニメーションを制作した日本赤十字社の広報担当者は、取材の中で、「人が団結し、励ましあい、応援し合うことにより、心の中にある『恐怖』を乗り越えることができる」と語っておられます。

西条市人権教育協議会・西条市人権擁護課

# 大町会館 だより6月号

2020年 6月 第242号  
発行:西条市大町会館  
西条市福武甲1644番地1  
TEL・FAX 55-5393  
eメール  
omachikaikan@saijo-city.jp

## 『新型コロナウイルス感染症拡大防止のお願い』

国の「緊急事態宣言」の延長を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休館とさせて頂いておりましたが、5月25日 (月) より開館することになりました。

会館ご利用の際には、下記のことを守っていただきますよう、よろしくお願い致します。

- \* 来館前の検温をお願いします。  
37.5 度以上 (または平熱比 1 度超過) の発熱があった場合、息苦しさ・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館をお控えください。
- \* 感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴があり、帰県・来県から 2 週間経過していない場合は、来館をお控えください。
- \* 来館時には、氏名、住所、緊急連絡先の記入をお願いします。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることをご了承ください。
- \* 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底をお願いします。
- \* 3密を回避するため、定期的な換気の実施、人と人との距離を保てる人数での利用をお願いします。

## 第 242 回 会館ミニ展示会

### 『ぬり絵作品展』

【日 程】6月1日 (月) ~ 12日 (金)

【場 所】大町会館 玄関ホール

【提供者】福田 浩美 さん

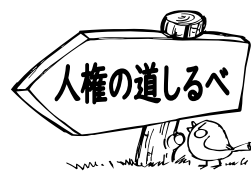
一人で悩まないで、まずはお気軽にご相談ください。

ここ大町会館 (隣保館) は、人と出会い、交流、つながる場です。偏見や差別、排除のない多様な生き方やこれからの社会の在り方を語り合う場です。人と人がつながり合う社会に関心がある方、何かを始めたいと思っている方、お気軽にお立ち寄りください。ご心配事、悩み事など各種相談、お申込み・お問い合わせは、**西条市大町会館 (☎0897-55-5393)** まで、お気軽にご相談ください。

みなさまには、何かとご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力を頂きますよう、よろしくお願い致します。

なお、今後の状況に応じて対応が変更になる場合がございますのでご承知おきくださいますよう重ねてお願い申し上げます。





## 知っていますか？『西条市人権文化のまちづくり条例』

～コロナで見えてきた人権文化の町づくりとは～

私たちはこれまで経験したことのない新型コロナウイルスという目に見えない魔物に脅かされる日々を送っています。今、社会で多発しているデマ、ネットへの書き込み、SNS 上での誹謗・中傷など、間違った情報が拡散し、感染者を攻撃するなどの人権侵害が全国各地で起こっています。人はなぜ、過去の教訓から学べないのでしょうか。私たちは日常生活において人権を尊重することを当たり前として行動することができる西条市をめざしてはいたはずなのに…。

今こそ『人権文化の花が咲くまち』市民一人ひとりの行動が問われているのではないのでしょうか。では、『西条市人権文化のまちづくり条例』を人権尊重の視点で読み直してみましょう。

### (目的)

**第1条** この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害（以下「人権侵害」という。）をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現に寄与することを目的とする。

### (市の責務)

**第2条** 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権に配慮し、人権文化のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育及び啓発に努めるものとする。

### (市民の責務)

**第3条** 市民は、この条例の精神を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

### (計画の策定)

**第4条** 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。

### (啓発活動の充実)

**第5条** 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

### (推進体制の充実)

**第6条** 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県その他関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

### (人権文化のまちづくり審議会)

**第7条** 市は、人権侵害をなくするための重要事項を審議する機関として、西条人権文化のまちづくり審議会を設置する。

### (委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

## 講座・サークル紹介

大町会館では、さまざまな講座・サークルのみなさんが日々活発に活動をしています。興味のある方は、会館（☎55-5393）までお気軽にお問合せください。

種 目	サークル名	活動日	時 間
茶 道	茶道教室	第2・4火曜日	13:30～15:30
フォークダンス	西条フォークダンスサークル プロムナード	第1・3水曜日	10:00～12:00
体 操	さわやか健康体操	毎週金曜日	13:30～15:00
体 操	健康・太極拳教室	毎週月曜日	14:00～15:30
書 道	南子ども会	毎週金曜日	19:30～21:00
カラオケ	歌謡同好会	第1・2・3月曜日	18:30～21:00
カラオケ	歌クラブ	毎週木曜日	13:30～15:30
カラオケ	Tクラブ	毎週日曜日	13:30～15:30
詩 吟	嶺風派吟道燧嶺会	毎週土曜日	19:00～21:00
詩 吟	燧嶺会大町第二支部	毎週火曜日	10:00～11:30
詩 吟	燧嶺会大町第三支部	毎週木曜日	10:00～12:00
書 道	桜会（小学生）	毎週火曜日	17:00～18:30
		// 水曜日	16:30～18:00
		// 木曜日	17:00～18:30
書 道	桜会（大人）	毎週木曜日	10:00～12:00
書 道	大町書道クラブ	毎週火曜日	18:30～20:30
書 道	洗心書道会	毎週火曜日	19:00～21:00
		// 土曜日	13:00～15:30
書 道	条山会	第1・2・3木曜日	13:00～15:00
手 芸	クラフトコスモス	毎週水曜日	13:00～15:00
ヨ ガ	華ヨガ	毎週火曜日	13:00～14:30
水彩画	タッチ	第4月曜日	9:00～12:00
ハーモニカ	ポコ・ア・ポコ	毎週土曜日	9:00～12:00

### お知らせ

「大町会館だより5月号」でご案内しておりました『令和2年度人権啓発指導者育成講座』の第1回講座【6月6日（土）13:30～ 「部落差別の現状～被差別体験調査結果から～」講師 愛媛県人権対策協議会事務局長 木元健さん】は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、10月3日（土）13:30～に開催延期となりました。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。